

船舶事故調査報告書

令和3年10月6日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年1月28日 20時56分ごろ
発生場所	岡山県笠岡市笠岡港内 古城山三等三角点から真方位222°440m付近 (概位 北緯34°29.9′ 東経133°30.2′)
事故の概要	旅客船ニューおおとりは、笠岡港口の水路を北北西進中、捨石に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和3年2月24日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	旅客船 ニューおおとり、19トン
船舶番号、船舶所有者等	273-10935岡山、三洋汽船株式会社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	プロペラ翼及びプロペラシャフトに曲損、船底に擦過傷等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 5、視界 良好 海象：波高 約50cm、潮汐 上げ潮の末期、潮高 約245cm（福山）
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、岡山県笠岡市笠岡港内の係留地に向かう目的で笠岡港口の水路を約10ノットの対地速力で手動操舵によって北北西進中、笠岡港内の水路西側の捨石（以下「本件捨石」という。）に乗り揚げた。 船長は、慣れた海域であり、目視のみで航行できると思い、レーダー等を活用しないで航行した。 船長は、GPSプロッターやレーダーを活用して船位の確認をしなかったため、航路を外れて航行していることに気付かず、本件捨石に乗り揚げたと本事故後に思った。
分析	本船は、笠岡港口の水路を北北西進する際、船長が、慣れた海域であり、目視のみで航行できると思い、目視により航行を続けたことから、航路を外れていることに気付かず、本件捨石に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が笠岡港口の水路を北北西進する際、船長が、慣れた海域であり、目視のみで航行できると思い、目視により航行を続けたため、航路を外れていることに気付かず、本件捨石に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・慣れた海域であっても、レーダー等を活用して船位の確認を行うこと。 |
|--|---|